

The Intelligent Radical's Guide to Economic Policy The Mixed Economy (1975)

J. E. Mead

渡 部 晶

「政治的に急進的な市民¹⁾は、社会的諸財 (social goods) のカタログの中で、『自由』と『平等』により高い評価を与える. . . . 彼がとくに嫌うのは、個人の独立をおびやかすような力の集中とか、階級差別を定着させるであろう所得や富の強い集中をもたらすような諸政策である。」

「理性的急進主義者の考えている理想社会は、すべての健全な市民が、労働者であり資産所有者であり、かつ所得や資産について現在みられる不平等が大幅に緩和された形での資産所有を認める民主主義社会 (a property-owning democracy) である。」

1. 著書の構成

ミード²⁾は、1977年に国際貿易の研究でノーベル経済学賞を受賞した経済学者として著名である。また、ケンブリッジ大学でケインズを囲む「サーカス」のメンバーであり、ケインズの高弟とされている。評者のような財務省で税制に携わったことがあるも

1) 本著の次のミードの著作である「公正な経済」(The Just Economy 1976) (柴田裕・植松忠博訳 ダイアモンド社1980)の「訳者あとがき」では、「the Intelligent Radical」は、ミードの過去の著作での「the Liberal Socialist」と同じであり、ロールズの「公正な哲学」主義者と考えてよいであろうとしている。

ミードは、同書の序文で、ロールズの「正義論」(1971)に題名などを負っていることを記している。ロールズも、ミードの「The Intelligent Radical's Guide to Economic Policy」に記述された上記の言葉を使い、「財産所有の民主制」(property-owning democracy)を80年代以降、「福祉国家」の事後的な再分配の不備を克服したラディカルな制度として推奨するようになったという。

このように、両者は、相互の思想に影響を与えている。川本隆史著「現代思想の冒険者たち第23巻 ロールズー正義の原理」(講談社 1997)

のにとっては、英国労働党政権時のミード報告（「直接税の構造と改革」（1978））に名前が冠されていることが鮮明な第一印象である³⁾。ミードは、英国サマーセット州のバスで1907年6月23日に生まれ、1995年12月22日にケンブリッジ州のLittle Shelfordの自宅で死去した。

本書は、ミードが、経済学の知見を活かして、経済分析に基づく適切な経済政策を考え、それを知識人に対してわかりやすく啓蒙し、実現にむけて普及に努めるという啓蒙活動の一環として著したものとされる⁴⁾。本書の紹介が、編者から経済学専攻ではない法学部出身の行政実務者に割り当てられたのもそのような趣旨であろう。

本書⁵⁾が最初に出版された1975年は、英国政治において、野党保守党党首にマーガレット・サッチャーが保守党大会で選出された年である⁶⁾。1978年から1979年の「不満の冬」⁷⁾を経て、サッチャーが1979年の総選挙で勝利し、「サッチャーリズム」を展開する少し前

2) ミードについての簡潔な紹介として、本間正明著「J.E. ミードーより良い社会の実現」『現代経済学の巨人たち』（日本経済新聞社編 1994）、トマス・カリアー著 小阪恵理訳『ノーベル経済学賞の40年（下）』167～172頁（筑摩選書 2012）及びその脚注を参照のこと。

なお、ミードは、1971年エコノメトリック・ソサイアティの第1回極東大会が六甲で開催された際に訪日し、日本開発銀行の箱根山荘で、同じく訪日したマイケル・ブルーノ、ジョーゼフ・スティグリッツ、宇沢弘文博士、下村治博士らと意見交換を行い、下村博士は、その後、社会的費用を経済計算の中に取り込んで、ゼロ成長を正面に打ち出して、経済政策のあり方に見直しを主張することになったという。その経緯について、「下村治博士と日本経済」（日本政策投資銀行設備投資研究所 2009年）の序文で、宇沢弘文博士がいきいきと回顧されている。

3) 宮島洋著「租税論の展開と日本の税制」（日本評論社 1986）は、評者が大蔵省主税局勤務時代（1990～1992）に繰り返し読んだ著作であり、包括所得税を好意的にとりあげているものだが、ミード報告が、公平の観点から支出税と資産税の組み合わせを提案していたことにも言及がある。

4) 前掲注2の本間氏の論考を参照。ミードが1974年12月に書いた「公正な経済」の「はしがき」には、本書について、「The Mixed Economy で詳細に論じられる予定の基礎理論の多くが政治的パンフレットの論調で扱われて」いるとある。

5) 本書には、渡部経彦氏による翻訳があることから、基本的にはこれを適宜参照して訳文を示すこととする。一部の訳は評者が直接原文より訳した。

邦訳「理性的急進主義者の経済政策—混合経済への提言」（岩波書店 1979）には、ミード自身による「日本語版への序」（1976年6月22日付）が付されており、「自由競争市場の力といくつかの広い政府管理を重ね合わせるため」の「理性的急進主義者の哲学」が6つの基本原理で簡潔に示されていて大いに参考になる。また、「この本は、私の国、イギリスの特有の制度・条件を考えながら書かれました。そして、私は、日本にとって適切であると思われる政策について詳細にわたって有用な助言をするだけの知識をもっていません。」という謙虚な姿勢には、ミードの人柄が窺われる。

6) 当時の日本の世相を振り返るのには、朝日新聞の1面コラム「天声人語」の項目を参照するのが簡便な方法である。ウォーターゲート事件、田中総理辞任、女性党首登場（サッチャーのこと）などがあげられている。「天声人語 8」（深代惇郎著 朝日文庫 1981）1973年4月から1975年11月まで名コラムニスト深代惇郎氏が担当していた。

のことであった⁸⁾。1973年には、石油危機、英国のEEC加盟など大きな出来事があったことはこの本の前史として留意すべき点であろう⁹⁾。なお、ミードが、本書の副題にあげている「The Mixed Economy」(混合経済体制)は、いうまでもなく、戦後英国が採用した福祉国家体制を象徴する言葉¹⁰⁾で、サッチャーがその解体に熱意を注いだ¹¹⁾ものであり、ミードがその維持に腐心したものである。

本書の構成は、以下のとおりである。

第一章 経済政策の諸目標 (The Objectives of Economic Policy)

第二章 インフレーションの抑制 (The Control of Inflation)

第三章 混合経済の価格と賃金 (Prices and Wages in a Mixed Economy)

— (1) 敏感な価格 (Responsive Prices)

7) 「不満の冬」とは、1978年から79年の冬をいう。労働争議が頻発し、長期ストにより、公園に山積みになされたゴミや、閉鎖が続く学校、埋葬を拒否された死体がでるなど、労働組合の度を越した争議行為と、これに対処できない労働党政府に対する国民の不信感が増幅された。「新版各国世界史11 イギリス史」(川北稔編 山川出版社 2008年)

8) 「サッチャー主義」(小川晃一著 木鐸社 2005)は、序論の最後の部分で、「サッチャー主義は戦後労働党が先鞭をつけ、保守党政府が受け継いだが、ほどなく動揺してしまうコンセンサス体制—福祉国家体制、それを理論的に支えるケインズ主義に対する多面的な挑戦であった。この戦後体制は英国の誇りであって、経済的困難により不機能に陥りながらも歴代政府はこの綻びを何とか修復しようと苦労を重ねた。しかしながらこれらの努力は成功せず、危機を脱する手立ても尽き果て、国はどん底に陥ろうとしていた。「サッチャー主義」は「万策尽きて」行う従来の政策の大転換であった。」とする。

9) 日本におけるイギリス近代史研究の代表的な通史として、村岡健次・川北稔編著「イギリス近代史 [改訂版]」(ミネルヴァ書房 2003)がある。「六〇年代の幻滅」と題するパラグラフで、六〇年代後半の労働党ウィルソン内閣あたりから「イギリス病」が広く語られるようになったこと、その問題は、先進工業国間の技術競争におけるイギリスの立ち遅れにあるとされたこと、社会生活はより開放的になったが、それが逆にイギリスの階級制度の根深さをあらためて認識させることにもなったことが指摘されている。見市雅俊執筆「第9章 現代イギリスの明暗」

なお、90年代にさかに行われた「イギリス衰退論争」について、川北稔著「イギリス近代史講義」(講談社新書 2010年)は、パターンリズム的な「ジェントルマン資本主義」が製造工業の発展を阻害したと議論されたことを紹介している。また、「成長」がなければ「衰退」だというのは「成長パラノイア」だとし、「俗に衰退といわれているものはそれほど悲惨なことではない、というのが長年歴史研究に携わってきた私の結論のひとつ」と指摘する。

10) 前掲注8「サッチャー主義」の第二章「サッチャー政権の背景」参照。コンセンサス政治の成立と動揺、近代化(生産性向上)路線とその挫折、70年に政権をとった保守党ヒース内閣の混迷、労働党ウィルソン内閣での社会契約(賃金抑制)の成立とその挫折などが詳細に論じられている。

11) 「サッチャー主義」への日本人の経済学者の同時代的記録として、「サッチャー時代のイギリス—その政治、経済、教育」(森嶋通夫著 岩波新書 1988)。森嶋氏は、「サッチャーはイギリスの悪い所も、善い所も、数多くすっかりぶち壊してしまいました」という。注5引用の川北氏のいうように、イギリスの歴史的骨格となってきたジェントルマン資本主義がサッチャーとともに消滅したとの指摘と符合する。

第四章 混合経済の価格と賃金

- (2) 敏感な賃金 (Responsive Wages)

第五章 所得と資産の分配 (The Distribution of Income and Property)

- (1) 間接的手段 (Indirect Measures)

第六章 所得と資産の分配

- (2) 財政諸手段 (Fiscal Measures)

第七章 計画と社会的管理 (Planning and Social Control)

- 環境, 資源, 人口 (Environment, Resources, and Population)

第八章 国際的仕組み (The International Setting)

- (1) 機能する価格メカニズム (The Price Mechanism at work)

第九章 国際的仕組み

- (2) 貿易と生産要素の移動に対する管理 (Controls over Trade and Factor Movements)

2. 著作の概要

第一章 経済政策の諸目標 (The Objectives of Economic Policy)

本章は、ミードの経済哲学において重きを置く「自由」や「平等」を旨にした場合、当時のイギリスの経済政策や経済制度に変更が必要であることを説得的に主張している重要な章である。

本章は、
「すべての良識ある市民が共通にもっている多くの社会目標がある。適切な生活水準、適正な所得と富の分配、個人の自由、個人の安全、諸決定への個人の参加などである。意見の不一致は、これらの諸目標が互いに対立する時にはじまる。たとえば、経済的効率とその結果としての高い生活水準は、それを追求しない時に望ましいものとして得られるであろう公平な所得と富の分配に比べて、より不公平な分配に対応することが知られている。

12) このパラグラフは、"There are many social objectives which all reasonable citizens share in common : a decent standard of living, a decent distribution of income and wealth, individual liberty, individual security, individual participation in the making of decisions. Disagreement starts when these objectives conflict - when, for example, economic efficiency and a consequential high average standard of living is found to be dependent upon a less equal distribution of income and wealth than would otherwise be desirable. The radical in politics is the citizen who places a rather high relative value upon Liberty and Equality in the catalogue of social goods." の訳である。

政治的に急進的な市民は、社会的諸財のカタログの中で、「自由」と「平等」により高い評価を与える。」¹²⁾ (p9)

という極めて印象的な文章から始まる。

そして、他の目的も無視するわけではないが、「しかし、彼がとくに嫌うのは、個人の独立をおびやかすような力の集中とか、階級差別を定着させるであろう所得や富の強い集中をもたらすような諸政策である。」(p9) と言い切る¹³⁾。

ここでミードは、2つの大きな経済哲学のフレームワークを示す。

すなわち、当時のイギリスの状況を踏まえ、「理性的急進主義者が支持する基本的改革の一つは、有効な競争条件が保証できる場合には、自由な市場メカニズムを回復し、発展させることである。競争的な市場メカニズムの大きな利点は、それが効率と自由の組合せだということにある。」¹⁴⁾ (p9) として、今でいう規制緩和・規制改革を主張する。

一方、「この市場メカニズムを基礎として、政府の介入や管理という上部構造がつくられていなければならないことを認めている。」¹⁵⁾ (p10) とし、「明確に一般化でき、個人的にならないような定義や基準にもとづいて決められる税、補助金、その他のルールを使うこと」¹⁶⁾ (p10) を主張する。そして、政府の介入や管理について8項目をあげている (p10～16)¹⁷⁾。

- 1) 自由価格メカニズムが働くのは貨幣表示の価格、貨幣表示の費用、貨幣表示の所得、資本や富についての貨幣価値を通じてであり、貨幣表示価格の一般水準 (the general level of money prices) の激しい変動は不可であること。インフレーションとデフレーションを抑制すること、また、それを特定の価格、費用、所得についての官僚的管理 (particular bureaucratic controls) に頼らないで、一般的な財政金融手段 (general

13) このパラグラフは、“But above all he will dislike policies which lead to large concentrations of power which threaten personal independence or to large concentrations of income and wealth which perpetuate class distinctions.”の訳である。

14) このパラグラフは、“A basic reform which the intelligent radical will support is the restoration and development of the free market mechanism wherever it is possible to ensure workable competitive conditions. The great virtue of the competitive market mechanism is that it combines efficiency with freedom.”の訳である。

15) このパラグラフは、“But he recognizes that on the foundation of this market mechanism there must be built a superstructure of governmental interventions and controls.”の訳である。

16) この文節は、“to operate by means of taxes and subsidies and other rules determined on clear generalized, impersonal definitions and criteria”の訳である。

17) 本書邦訳出版時に、「季刊経済学論集」第43巻4号(1978年)に、鈴木興太郎氏による書評が掲載されている。ここではその整理を参考にしている。

financial means)で行うこと。

- 2) 失業や資源の浪費をさげようとするため、賃金率を含む貨幣表示価格、費用の側にも、市場条件を適切に反映する必要があること。そのためには、大企業体(労働独占(powerful labour monopolies)を含む)の独占力の使用に対して、適切な社会的管理を行うこと。
- 3) 鉄道輸送、電力の発電、配電などのサービスのよう、大規模経済の利益(economies of large scale)が重要で独占が避けられない場合には、完全な国有化と国による管理(outright state ownership and control)を行う。
- 4) 正義のための行政や法と秩序の維持のような公共財の提供は、現代では、中央・地方の政府が大きな役割を演じること。
- 5) 機会の平等(equality of opportunity)を推進すること。その中には、教育機会の平等や、労働組合や専門職業家団体の制限的慣行を規制することを含む。しかし、平等のために競争的な市場を廃止せよというわけではないが、相続財産の構造的分配を強め、購買力の公平な分配を直接的に実現しうる広範囲な直接的財政手段を使うべき(p15)¹⁸⁾。
- 6) 将来の不確実性については市場メカニズムではなく、何らかの形で政府の指示的計画(governmental indicative planning)の手助け(aid)が必要であること。
- 7) 経済の大きな構造変化(the central planning of large structural changes in the economy)を扱うような中央計画が必要であること。
- 8) 環境管理、枯渇する可能性のある資源の利用、人口成長といった、市場メカニズムが社会的費用や便益を考慮できないような重要な問題について、政府の管理や介入が必要であること。

このような立場について、ミード自身、「これは、自由に働く市場メカニズムという基礎の上に、政府介入という上部構造をつくる要因としては、非常に広範囲のリストとなっている。事実、市場メカニズムのなかに経済的自由という視点がのこっているのだろうかという疑問が出てくる。」¹⁹⁾(P16)と自問する²⁰⁾。

ミードは、これについて極めて経験主義的・現実主義者の言い方をして答える。すなわち、「たしかに、両方の世界をいつまでも最もうまく動かせるということは不可能である。

18) このパラグラフは、“The intelligent radical does not draw the conclusion that the competitive market should be abandoned, but rather that far-reaching direct fiscal measures should be taken by budgetary taxes and expenditures to moderate the high, and to supplement the low, incomes and properties.”であり、邦訳では直接的財政手段の使用を否定しているように訳しているが、ここでは鈴木氏の書評の解釈に従った。

19) このパラグラフは、“This is indeed a formidable list of elements in the superstructure of governmental interventions to be constructed on the foundation of a freely operating market mechanism. Does it in fact leave any scope for economic freedom in a market mechanism ? ”の訳である。

そして、困ったことには、管理されていない市場の自由と、特定の個別的行動に対しての社会的管理の必要性とはしばしばぶつかり合うのである。歴史を見てみると、ある時は自由市場の良さを全面的に強調し、また他の時には、社会的管理の必要性を全面的に強調するという形で、人間の思考や行動様式が揺れ動いてきた状況が見出される。理性的急進主義者はその点で冷静である。特定の社会的介入に対する必要だけが強調されがちな時には、自由市場の良さを論じるし、自由放任が宗教的傾倒にまで高まる時には、社会的介入の必要性を強調するからである。」²¹⁾ (p16) とする。ミードがそのキャリアの中でアカデミズム以外でも活躍してきたバランス感覚を想起する部分である²²⁾。

そして、本書の序を書いたのは、1974年7月であったが、ミードは、当時の英国の状況について、自由な市場メカニズムの利点をだいなしにする意見が強くなりすぎると判断

20) 本書邦訳出版時に、「経済評論」第26巻6号(1977)に佐伯啓思氏の書評が掲載されている。佐伯氏は、「ミードは基本的には経済的自由を市場機構の適切な作用に委託しつつも、ケインズが示したような物価と雇用に関するマクロ的不安定性と、リカード以来の分配に関する不安定性、不平等性を政府介入によって解決しようとするのである。これは、本書の前編に当たる『経済計画と価格機構』における『自由社会主義』の提唱以来一貫する中道的混合経済体制の基本原則」という。そして、「新古典派総合の理論的整合性は必ずしも吟味されておらず、ミードの種々の政策の全体的整合性は必ずしも明白ではない。」とする。

一方、前掲注17の鈴木氏は、「私の見る限り、提案されている政策体系は十分にconsistentであって、目的合理的である。」と評しているのが興味深い。

21) このパラグラフは、"It is impossible in fact always to make the best of both worlds : and there is, alas, often a clash between the freedom of an uncontrolled market and the need for some social control over particular individual actions. History presents a spectacle of fluctuating ideologies and fashions, mankind being drawn to put all the emphasis at one time on the virtues of the free market and at another time on the desirability of social controls. The intelligent radical keeps his head : he argues the virtues of the free market when the tendency is to think only of the need for particular interventions and he stresses the need for social interventions whenever laissez-faire becomes an object of religious devotion." の訳である。

22) このような立場は評者のバックグラウンドである憲法学の文脈からもわかりやすい。すなわち、「近代立憲主義は、いわば抽象的な『完全な個人』を措定し、そうした人間像(いわば抽象的人間像)を前提に人権の保障や統治のあり方が考えられたようなところがある。(中略)しかし、現実の人間は、自己を取り巻く様々な社会経済的諸条件に縛られ、その関係する様々な人間集団の規律や方針などとの絡み合いの中で行為することが少なくないはずである。(中略)資本主義の進展は、近代立憲主義がその出発点とした建前と現実との乖離を次第にあらわなものとした。ここに、社会の中における具体的人間に即して(具体的人間像)、権利の保障や統治のあり方が考えられるようになった。社会権の基本権の保障される、(中略)積極国家観の登場である。しかし、こうした積極国家は、容易に“管理国家”、“管理しすぎる国家”に墮し、具体的人間を管理の緻密な網の目に絡めとり、結局は人間を抽象化してしまう危険を孕んでいる。全体主義は、そうした危険を荒っぽく極大化してみせた体制であった。(中略)近代立憲主義が『完全な個人』を措定した点は問題だとしても、各個人が普遍的な『自然権』をもつとする道徳原理を基礎に据えながら、現実の国家状況の中で、そのような権利の具体化のあり方を探り続けることが、ますます重要な課題となってきたといえよう。」佐藤幸治著「日本国憲法論」(成文堂 2011) p18～19を参照。

し、II～IV章で市場メカニズムが有効に機能するよう改革を提言する²³⁾。V章以降では、自由な市場メカニズムの基礎の上に、管理と介入のための上部機構について考察している。本書の提言のために、以下の3点の態度変更が必要だとする。

- 1) 大規模な企業よりも、規模の小さい企業を奨励するとしている。「独立性、余暇、そして生活に必須な財のより公平な配分を、極度に洗練された工業製品を生産してゆくことからくる豊かさが大きくなることよりも、重要だと判断することが必要なのである。」²⁴⁾ (p16)
- 2) 資本主義の醜い面 (the ugly face) が綺麗なものに (beautified) ならない限り、市場メカニズムが自由にその役割を果たしさえすればよいとは考えない。「巧妙な金融操作、脱税、激しく価値が動くものについての投機から巨万の富をもった人々が蓄財してゆくことがないように、制度や思考を変更することが必要なのである。」²⁵⁾ (p17)
- 3) 強力な独占体 (強力な労働組合を含む) が、その行動について社会的管理を受けられること。そうでなければ、現代科学がわれわれの手の届くところまでもたらしめている適正で自由で繁栄した社会 (the decent, free, prosperous society) を築きあげることはできないとする。

ミードは、上記のような合意を得るのは、はるかに遠い先のこととする。しかし、絶

23) 当時のイギリスは、1970年にヒース保守党政権が成立し、「労働党内閣がインフレ抑制のために作っていた物価所得庁の廃止、公共支出の削減をはじめとする国家による経済介入の縮小、所得税減税といった措置をとり、それまでの経済政策からの訣別方針を示した。しかし、こうした方策は次々と裏目に出ていった。経済が自立し活性化するどころか、イギリスの経済成長率は、1969年の2.5%から70年には、2.0%、さらに71年には1.7%へと低下の一途をたどっていった。このような情勢に直面したヒースは、「Uターン」として知られることになる、大幅な政策転換を行った。経済への国家の介入が再び重視されるようになり、活力を失ったロールスロイス社やアバー・クライド造船会社に、国家による救済の手が差し伸べられたのである。また、所得政策も再導入された」が、「73年末、第四次中東戦争にともなう「石油危機」と労働争議によって、イギリス経済はまた深刻な危機に見舞われることになった」のである。このため、政府と労働組合のうち、「誰がイギリスを統治しているか」を争点とした、1974年2月の総選挙により、過半数を得た政党がなかった中、議席数で上回った労働党の政権が成立することになった。木畑洋一執筆「第5章 帝国からの自立」『イギリスの歴史』(有斐閣 2000)、前掲「イギリス近代史」。

24) このパラグラフは、“Independence leisure, and a more equitable distribution of the real goods of life need to be valued more highly relatively to a greater and greater affluence in command over more and more sophisticated industrial products.”の訳である。

25) このパラグラフは、“Institutions and attitudes need to be changed in a way which makes it impossible for huge riches to be amassed by obscure financial fiddles, tax avoidance, and speculation on rapidly inflating values.”の訳である。

26) このパラグラフは、“History suggests that ideologies, given time, can be basically revised by persistent education and persuasion”の訳である。

望はしない。ここでも、歴史の教訓がひかれる。「歴史は、ある時点でのイデオロギーも、忍耐強い教育と説得で、基本的変化をおこすことを示唆している。」²⁶⁾ (p17) とする。

第二章 インフレーションの抑制 (The Control of Inflation)

この章では、「急進的な経済政策と経済制度の一つの有効な組合せをつくり上げるための一つの必要条件は、かなりの程度信頼ができて安定的な実質購買力をともなった貨幣的計算単位が存在することである。」(p18) として、価格インフレーションの仕組み、理性的急進主義者の進める政策体系にとって、価格インフレーションが不利となる諸点、それらを踏まえたインフレーション抑制策を論じている。

価格インフレーションの原因を、需要インフレーションとコスト・インフレーションの2つのグループに区分して分析している。需要インフレーションは、「少なすぎる財を多すぎる貨幣が追いかけている」時に発生する。政府は、総貨幣支出の水準に影響を与える4つの政策手段があり、それは、

- 1) 財・サービスへの予算支出の増加
- 2) 税率を下げ、個人の可処分所得をより大きくし、消費財への需要増加を誘発
- 3) 金融当局による利子率の引き下げや貸付資金の融資条件の緩和による、投資支出への資金借り入れを刺激
- 4) 自国通貨の為替レートの切り下げによる、輸出の増加、輸入の減少と国産品購入の増加である (p19)。これらの組合せにより、貨幣的支出の増減を行うことができる。これだけでは、インフレーションを防ぐことは原理的には比較的簡単だとする。しかし、コスト・インフレーションは厄介なことであるとする。完全雇用下で生産性の上昇率より高い賃金所得の上昇は、生産者の販売価格が上昇しなければ、生産の削減と失業の増加となる。政策当局は、完全雇用の維持について政治的合意があるとすると、生産物の販売価格の上昇を許す形で貨幣的支出を拡大せざるを得ない。この場合、価格と賃金のインフレーションが進むことになる。

ここで、ミードは、「インフレーションの最もまずい点は、かりに発散的ということが食い止められたとしても、ある形の所得や資産は貨幣表示で変化しないということによって、所得と資産の不公平な再分配をひきおこしてしまうことにある。」(p22) とする。これへの処理として、老齢年金など社会保障給付を、生計費指数や他の貨幣所得の上昇率に比例的にひき上げていくということは、社会的正義として根拠は十分あるが、インフレーション自体の抑制策としては適切ではないとする。

財政金融当局は、財政金融政策を使って経済全体の支出総額を安定化し、貨幣的価値についての管理できないインフレーションを避け、同時に大量の失業を引き起こさないよう

に、財やサービスに対する貨幣の需要が安定化された水準で、すべての資源が、完全でかつ利潤をあげられるような雇用を保てるように、貨幣表示の価格、費用のゆきすぎた上昇が起こらないことを保証できる形の自由市場をつくっておかなければならないという (p31 ~ 32).

ここで、ミードはこのために3点の検討すべき点を上げる。

- 1) 貨幣的総支出額を安定させるための規準 (criterion) がどのようなものか。
- 2) 貨幣的総支出額に政策当局が必要なだけの影響をあたえることができるか。
- 3) 深刻な失業を防ぐ市場条件に、価格や費用 (賃金を含む) が十分反応させられるか。

1) については、目的に適したものとして選択された価格指数を安定化するように貨幣支出を管理する、又は、総貨幣所得の成長率を安定化するという2つの規準を提示する。ここで、ミードは、社会の通貨ストックの全体を、ある穏やかな持続的増加率で、管理し、上昇させていくべきだという規準については、通貨ストックが安定化されていても、貨幣的支出の総額が非常に激しく変動することがあるので、他の選択肢と比べて要件を満たすことのない基準 (a much less satisfactory criterion) だという。そして、「金融手段 (例えば貨幣ストック量の変更) と財政手段 (例えば税率の変更) の両方を使って、経済全体での貨幣的支出の総額を管理する方がよいと思われる」という (p34 注1)。

2) については、動学的経済についてもっと知ることができればともかく、現時点では、安定化手段の使用に責任を持っている人々に、試行錯誤によるある程度の独立した裁量権を認めるべきとしている。そして、財政的な調整も、迅速に行うためには週単位に行う必要性があり、その場合、独立した賢者から構成されるボードの監督の下に、「安定化委員会」なる機関が必要になるという。その委員会は、決められた範囲で、いくつかの直接税・間接税の税率に正負の付加課税をする権限や、中央銀行を通じた資本市場への資金の過との供給の変更を決定できる権限を持つ (p38 ~ 40)。

3) については、3章及び4章で議論される。

第三章 混合経済の価格と賃金 (Prices and Wages in a Mixed Economy)

— (1) 敏感な価格 (Responsive Prices)

ここで、「敏感な価格」とは、「需要と供給の間のバランスによって、現在の価格の下で、供給が需要を超過する場合には、価格が下がり、超過需要の場合には、価格が上がる、という反応を示す価格」をいう (p42)

敏感な価格は、貨幣表示の価格や所得の絶対的水準の管理を実現するほか、希少な資源の効率的使用を生み出す (p43)。

ここで、ミードが、「労働は非常に特殊であって、他の商品と同じように扱うべきでは

ない理由がいくつかある。たとえば、非常に簡単な理由として、経済の目的は、男性、女性の福祉を向上させることにあるのであって、煉瓦やモルタルの福祉を向上させることにあるのではないと言える。男も女も、子供達も、幼年時代、病気の時、失業している時、老年期、その他助けが必要な期間には、寛大な条件での援助があるべきである。」と指摘している (p43)。そして、所得と富の分配を平等化する財政手段を担保した上で、特定の労働市場で需要供給の条件に対応して賃金率が決定されるような体系を不公正だとはいえないとする。

そして、敏感な価格を維持するために、当該市場における競争条件を回復することが提唱される (p45)。「しかし、現在の社会には、技術的理由からは必要でなく、そして最低限の社会的管理が必要であるような巨大な独占的集中の形成を認め、さらには促進しようとするおそろべき傾向が存在する。(中略) 巨大な産業組織体と労働独占からつくられている企業国家が、むきだしの圧力やかくされた圧力をかけて社会的管理を拒否し、ある時には民主主義的議会の下にある政府を無視し、そしてお互い同士は独立に力や経済的地位をうばい合っていることは、私達にとって現在重大な脅威となっている恐ろしい現実なのである。」²⁷⁾ (p46)

敏感な価格を働くようにするため、大規模な企業体を弱体化し、小規模な企業体を強化するような6つの手段をあげる (p46～48)。

- 1) すべての会社の利潤にかけられている現在の法人税を廃止し、単一の雇用者の下にある被雇用者数に応じて累進的に課税する。
- 2) 配当として分配されない利潤をあらかじめ定められた額以上に内部留保にまわせば特別の税を課する。
- 3) 上記の内部留保税と資本市場で調達した資金を小企業へ貸し付ける機関の創設。
- 4) ひとつの会社の他の会社に対する持株の制限を強化する。
- 5) 競争条件を脅かすような合併を禁止する。
- 6) 新しい技術革新を小規模企業が自由に使用できるような形での研究開発を促進する。
これには、国家が直接に維持している政府機関や産業界の共同研究による研究開発や、

27) このパラグラフは、"There is, however, a horrifying tendency in our present society to allow, indeed to encourage, the formation of huge monopolistic concentrations of power which are not necessary on technical grounds and which are subject to a minimum of social control. (中略) A corporate state made up of huge giant industrial concerns and labour monopolies, rejecting social control, openly or by hidden pressure influencing and sometimes defying democratic parliamentary government, and independently of each other scrambling for power and economic status is the hideous reality with which we are at present threatened." の訳である。

特許権の適切な運用・管理

また、市場での価格競争の効果を高めるために、

- 1) 生産者によるカルテル協定などの制限的慣行を禁止する。
 - 2) 外国の供給者からの輸入を完全に自由化する。
 - 3) 広告税²⁸⁾。
 - 4) 商業広告によらない放送制度への復帰。BBCのような公社の複数の存在の可能性。
 - 5) 消費者のリサーチと教育を推進する複数の準公的機関の設置。
- を指摘する (P49 ~ 50)。

それでも、大規模生産と実質的独占力が残る多くの場合について、

- 1) 販売価格についての公的管理。価格設定を審査する独占委員会 (the Monopolies Commission) の設置。
 - 2) 経済活動の社会的所有・運営。国有企業での価格設定のあり方に関連して限界費用との関連での価格付け、いわゆるピーク・ロード・プライシングの導入。
- が検討される (p50 ~ 54)。

この章の最後で、ミードは、「理性的急進主義者は、理性的であるが故に、需要一必要度と供給一費用の条件に対応して、価格を完全に調整することは不可能であることを認識している。しかし、急進的であるが故に、不当に費用がかからない限りにおいて、価格調整が、柔軟でかつ敏感に行われる分野を拡大してゆくことを望んでいるのである。」²⁹⁾ としめくくる。

第四章 混合経済の価格と賃金— (2) 敏感な賃金 (Responsive Wages)

ミードの提言する体系において、「賃金や給料が、需要供給の条件に十分敏感な形で動くようにできるかどうか」が、問題の核心である。「市場条件に対して個々の価格や賃金

28) “Moreover, persuasive advertisement may irrationally bind particular customers to particular brands of a product by a particular firm. This may make competition by a new comer to the industry more difficult and thus impede the competitive growth of more efficient newcomers” という指摘は、個別の会社経営とマクロ経済政策の違いを示すものとして興味深い。

29) このパラグラフは、“The intelligent radical, being intelligent, will recognize that perfect adjustment of prices to conditions of demand-needs and supply-costs is not possible, but, being a radical, he will wish to extend the field of flexible, responsive price adjustment as far as can be done without undue cost.” の訳である。

30) このパラグラフは、“Keynesian methods for a stabilising control over the total money demand for goods and services combined with responsiveness of individual money prices and wage rates to market conditions is the intelligent radical's prescription for combining price stability with full employment.” の訳である。

率が敏感に動くということと、財・サービスへの総貨幣支出を安定的に管理するというケインズ的思考方を組み合わせることが、完全雇用下での価格安定という問題に対する理性的急進主義者の処方箋である。」³⁰⁾ (p55)

「しかし、誰も問題の一つの解として大量失業を進んで認めようとはしないであろう」(p56)として、

- 1) すべての給与について全面的かつ詳細な官僚統制の導入。
- 2) 自発的所得政策 (a voluntary income policy) として、使用者、労働者代表の中央機関による、共同の団体交渉での決定・実施。
- 3) 労働組合と関係使用者機関の間で、(自発的な受諾がない場合には、社会的管理の導入を歯止めとして) 公平な裁定によって賃金決定を議論すること。

の3つの解があり、3)の解を推奨する (p56～61)。「理性的急進主義者は、賃金決定についての労働交渉よりも、所得のもっと公平な分配を達成する正当な諸手段としての財政措置に対する政治的行動を強めるように政治態度を革命的に変化させる必要性を認めなければならない。」³¹⁾ (p61) 所得分配の管理には、賃金決定より財政措置を重視することが、「敏感な賃金」実現の第一の必要条件であり、第二の必要条件は、労働者が職を自由に変えることができるような条件を強化することである (p63)。

職業の変更を容易にするために、仕事を労働者に提供するための措置と労働者を仕事に適用できるようにさせる措置があり、双方を推奨する。また、労働者の移動を容易にするため住宅市場の改革や、特定の職業につくことを制限する、クローズド・ショップ制や試験・資格制度の不合理な面についての改革も提言される³²⁾。「一般論として、理性的急進主義者は、産業労働者や専門的労働者のとっている不必要な制限的慣行を禁止することは、(中略) 生産者の行う不必要な制限的慣行を禁止することと同じように望ましいと判断している。独占委員会や制限的慣行についての立法措置によって、生産者の制限的行動を抑制することについては、相当の進歩が見られている。理性的急進主義者は、こういった抑制措置をとる機関が、労働者の制限的慣行についてあることを支持する。」(p65)

ミードは、小規模企業を育成強化することが非常に望ましいという主張の下で、労働者が労働条件の決定に参加することは非常に望ましいという (p67)。「有害な制限的慣行の禁止を労働市場に拡大するために設立されるとんな機関も、労働諸条件についての意思決

31) このパラグラフは、“The intelligent radical must realize the necessity for a revolutionary change in political attitudes shifting the emphasis from industrial action over wage-fixing to political action over fiscal measures as the recognized means for achieving a more equitable distribution of income”の訳である。

32) 英国における労働組合の最近にいたる衰退の歴史については、アンドリュー・ローセン著「近代イギリス社会史 1950～2000」(川北稔訳 岩波書店 2005年)を参照のこと。

定に参加する合法的形態と、生産・雇用を制限しようという非合法的形態との間に、常識的な線をひくという、あまり魅力的でない課題に取り組まなければならないだろう。」(p67)

「理性的急進主義者は、現在の公正とは言えない世界で、ある場合には、正確に定義されたルールが、その場その場での常識的判断によって変更されることを悔やむであろう。しかし、彼は生活の実態に直面しているのだし、それが問題の焦点だということを認めるであろう。」³³⁾ (p67)

第五章 所得と資産の分配 (The Distribution of Income and Property)

— (1) 間接的手段 (Indirect Measures)

「理性的急進主義者は、心の底から徹底的な平等主義者であって、現代社会で見られるいくつかの全体的不平等にひどく悩んでいる。しかし、彼は、こういった問題を、自由で効率的な経済体制の維持と両立するような方法で処理しようと望んでいる。」³⁴⁾ (p68)

最低賃金法の導入、市場価格より低く住宅家賃を管理すること、帰属家賃の所得税非課税を例にあげて、相対価格の管理を通じて所得の再分配を行うことは、市場機能の発揮と整合しないことから否定する (p68 ~ 72)。

ただし、国民健康保険制度 (The National Health Service) は、分配の理由からその提供をゼロまたは低い価格で行うことが最良の措置であるような特別の場合であるとする (p72)。

完全雇用政策と職業間での自由で容易な移動を促進する政策では除去できない不平等として、遺伝、教育、社会的関係、資産といった生まれながらの能力・資力の個人差をあげる (p74)。「社会には、もてる者には与えられ、もたざる者はとりあげられるという原理が強まっていくような沢山の関係が存在している。幸運をもたらす付与と幸運をもたらさない付与はお互いにその作用を強め合って、富んだ人はますます富み、貧乏な人はますます

33) このパラグラフは、"The intelligent radical will regret that in this wicked world in some cases precisely defined rules must give place to commonsensical adhocery ; but he will face the facts of life and admit this to be a case in point."

34) このパラグラフは、"The intelligent radical is at heart an incurable egalitarian and is appalled by the gross inequalities which he observes in modern society. But he desires to cope with them by methods which are compatible with the maintenance of a free and an efficient economic system." の訳である。

35) このパラグラフは、

"There are in society many of these positive feedbacks, of this principle of 'to-him-that-hath-shall-be-given' and of from-him-that-hath-not-shall-be-taken'. Good and bad endowments of fortune are likely to reinforce each other, so that the rich become richer and the poor poorer." の訳である。

す貧乏になる。」³⁵⁾ (p75) 理性的急進主義者は、社会の不平等度が拡大するのを防ぐ政府の諸政策（すべての市民に対する無料の教育・医療サービス、家族手当、失業・医療・疾病給付、所得と資産への累進課税）を強調する。また、配偶者の選択による平等化の可能性も指摘する (p75～76)。

所得と富の不平等を減少させる方法として、2つの基本的に異なった方法があるとする。

- 1) 社会の中での社会・経済構造の関係を改めること。機会の平等だけでなく、財の初期的資産・資質をより平等にして人生をスタートさせる。
- 2) 不平等の問題に、再分配的な財政手段をもって、直接的に取り組む。社会構造が、機会をつくり、生み出すであろう、富裕な人々には課税をし、貧乏な人々には助成を行う。理性的急進主義者は、好ましい即時的効果をあげるため、2)の方法を強く主張する (p77)。

ただし、1)の方法も重要であり、無料の初等教育の重要性が強調される。大学教育にも平等化の効果があるが、選択性であるという制約が、「持てる者に与える」という原理を強めるとする。教育や他のサービスの質が劣っているような地域の教育の質を改善することの意義を認める (p78)。人口動態の変化も長期的には資産・資質の不平等に構造的影響を与えることも認める (p80～81)。

第六章 所得と資産の分配— (2) 財政諸手段 (Fiscal Measures)

第6章は、これまでの検討を踏まえ、財政手段が詳しく展開される。冒頭、ミードは以下のように主張する。「現在の社会で最も目立っている特徴の1つは、資産の所有が非常に不平等になっていることである」という。「理性的急進主義者は、私有財産を消滅させようとしているわけではない。なぜならば、私有財産の個人的所有が広くゆきわたっていることで達成できている行動の独立性、力の分権化といったことを高く評価しているからである。しかし、理性的急進主義者は、私有財産の過度の不平等とその結果おこっている力や特権の強い集中とには強く反対する。」として、本論考の冒頭に掲げたように、理想的社会としては、「財産所有の民主制」(a property-owning democracy)を掲げるのである (p83)。

そして、相続税 (death duties) が、不平等を除去する最も有効な武器の1つだとする。そして、相続税の抜け穴封じについて詳細に検討を行う (p83～87)。

また、相続税だけでは達成できない不平等の是正のために、現在の購買力をより不平等でない分配にして、維持するための直接的即時的な手段も必要とされる。しかし、当時イギリスで導入されていた措置は、有効性が疑わしいアドホックな手段の煩瑣な寄せ集めだと断ずる (p87～88)。これにかえて、現在の所得補助に等しい「社会的配当」(a social

dividened equal) をすべての市民に自動的に与えるようにすることを提言する (p88).

すべての市民は、家族の構成と規模を考慮した上で適切な生活水準を維持できるだけの所得に対応する、議会で決められた額の社会的配当を受けられる。その代わりに、他の社会保障給付—失業給付、疾病給付、老齢年金、家族手当—は廃止し、所得税の個人的経費控除もすべて廃止する (p88 ~ 89).

この方式には、費用がかかる。再分配の度合いとその費用は、社会的配当を一様に支払うのに必要なだけの収入に引き上げるために採用される税体系に依存するとしている。

すべての所得に50%の標準税率で課税を行うという簡素な税制から出発し、それに修正を施していく (p89 ~ 93)。そして、勤労所得の最初の部分に累進的な国民健康保険負担を設け、高所得に付加税率をかけ、累進的富裕税をかけ、又は富裕税がない場合には非勤労所得に付加的な税をかけ、タックスベースを全般的に広げるのであれば、所得税の標準税率を40%以上に引き上げなくても、包括的な社会的配当制度は、十分に財源を確保することができるであろう (p93) という。

ここで、ミードは、もし実行可能であれば、将来世代のために貯蓄を促進するために、所得に対する累進税を、消費支出についての累進税に置き換えることを推奨する (p94)。消費者の現在の生活水準とそれに対応して使われる社会の資源量を決めるのは、現在の所得ではなくて現在の消費である。「理性的急進主義者は、資本資源を消費している金持ちが沢山の税を払うことになり、将来世代が使うようになるであろう資源を節約して、つましく生活している金持ちには余り高い税のかからない消費税 (支出税)³⁶⁾を好ましいと思っている。」³⁷⁾ (p94 ~ 95) もちろん、富それ自身が、権力、安全、独立といった利益を与える。そのために、富に課税する強力な証拠がある。しかし、富裕税には、貯蓄を不利にし、現在の消費を促進するという欠点があるので、累進消費税 (支出税) と組み合わせられた累進富裕税が、最良の組み合わせであるとする。 (p95) そして、所得税から消費税 (支出税) への変更が可能かどうか、技術的な点について考察を行い、消費税 (支出税) を通じてすべての構成員に少額の資本的支出を記録させるのは難しいとする (p95)。

ミードは、急進的理性主義者が提案する税制改正を、個人単位での課税を前提に、以下のように示す (p96 ~ 98)。

1) 法人税を廃止。1人の雇用主が雇う雇用者数に応じての累進課税。

36) 消費を課税ベースとする直接税は、日本では「支出税」とした方が、実際に存在する「消費税」との区別がしやすいと判断し、「(支出税)」を付した。以下同じである。

37) このパラグラフは、“The intelligent radical would welcome a consumption tax which will fall heavily on the wealthy man who lives abstemiously and saves resources which will be available for use by future generations.” の訳である。

- 2) 現在の所得補助の規模に見合う大きさで社会の全員に週ごとに社会的配当を無税で支払うこと。この社会的配当は、現金で現在給付される総ての給付を置き換えるものである。
- 3) ある一定限度に達するまで、所得の最初の区分への比率として表示された国民保険への累進的負担に対応する累進的賦課がなされること。
- 4) 例外なく全ての財・サービスの消費に同率で課税されている、付加価値税（VAT）の標準税率は、所得税の標準税率に置き換えるため緩やかに引き上げられること。
- 5) 付加税が、消費の高い水準に課せられること。
- 6) 富裕税が大きな個人資産の規模に応じて累進で毎年課税されること。
- 7) 取得税が、個人が贈与や相続によって得た総額に課される。その税率は、a) 当該個人が現在まで贈与や相続によって受け取った総額が大きいほど、そして、b) 贈与者の年齢が受贈者の年齢の差が大きいほど高くなる。

このような税制改正の実行可能性について、行政の簡素化になる一方、資本的な資産の記録と評価という新たな問題を生じさせるという（p99）。

本章による財政改革による社会的配当制度により、過剰な賃金要求をするための労働行為にでた労働者やその家族への社会的配当を留保することができ、基準を超えた要求を実現するための交渉力を減殺することができることとなる（p100）。

第七章 計画と社会的管理（Planning and Social Control）—環境、資源、人口（Environment, Resources, and Population）

第6章までは、個人的行動の自由と価格メカニズムの下で行われる市場での決定の利点が強調されてきた。「しかし、人間は独立した個人であると同時に社会的動物でもある。急進的理性主義者は、『良い社会』が前章までで述べた非常に一般的な財政金融条件という背景に加えていくつかの特定の社会的管理なしには成立しにくいということを認めている。」³⁸⁾（p100）このような社会的管理は、「不確実な将来のための計画」（Planning for an Uncertain Future）、「構造計画」（Structural Planning）、「社会的費用・便益の管理」（the Control of Social Costs and Benefits）の3つの項目で議論される（p102）。

1) 不確実な将来のための計画（p102～106）

先物市場の利用は非現実的であり、政府だけが、将来計画の沢山の意思決定について、

38) このパラグラフは、“But man is a social animal as well as an independent individual ; and the intelligent radical recognizes that the Good Society cannot be built without a number of particular social controls in addition to the background of very general monetary and fiscal conditions discussed in the preceding Chapters.” の訳である。

適切な情報を提供することを経済全体にわたって責任ある人々に要求する力をもっている。そして、同時に政府自身が、自分の投入・産出の将来についての一つの主たる計画者でもある。また、産業界全体の馴れ合い的独占形態 (a collusive monopolistic moulding) を防止する必要もある。このため、主要な将来の諸条件の範囲内で、主要な製品についての主要な市場が将来どういうふうに動くかを追跡することができるような指示的計画 (a indicative planning) を、定期的に作っていくための政府機関を制度化すべきである。

こういった指示的計画の体系は、市場価格メカニズムによっては達成できない調整された情報交換の一つの方法である。

2) 構造計画 (p106 ~ 109)

道路網、鉄道網や土地の利用計画など、社会的観点からなされる公的選択の利益が非常に大きいので、束縛をもたない民間企業の決定にまかせるよりも公共当局による官僚的計画の方がましだ、と急進的理性主義者が主張したい計画があるとする。

すなわち、公共当局が社会的価値と費用の全体について最も良いバランスを達成できるような経済的構造を計画し規制する場合である。

3) 社会的費用・便益の管理 (p109 ~ 122)

市場メカニズムでは、実際には、多くの社会的費用・便益が把握されないで、特定の生産が社会的費用を払っていない市民に便益を与えることになったり、生産者が払っていない費用が社会に課せられることになったりしている。さまざまな環境汚染が後者にあたるとする。

「理性的急進主義者は、環境汚染を管理する手段が必要であると強く主張している。」 (p110) そして、大部分の場合には、すべての汚染を禁止することではなく、汚染を一つの最適水準にまで減少させることが問題だから、社会的損害について何らかの評価がなされる必要がある。

汚染管理を行う方法として、a) 汚染量の規制、b) 汚染量に応じた税その他の課徴金の徴収、c) ある一定量までの汚染を認める許可証を競売にふすこと、があるが、理性的急進主義者は、a) よりも b) または c) の方法が管理手段として好ましいと主張する。

そのあと、いわゆる共有資源問題への対処、私的貯蓄、公的貯蓄を増強するための諸措置について検討される (p110 ~ 118)。

ミードは、この章で、「現代技術からひきおこされる将来の環境破壊の可能性と涸渇する可能性のある稀少資源に代替しうるようなものを発見することの困難にまつわる不確実性は非常に大きいから、子供達や孫達のために安全をはかるという目的で経済的思考の一

般の変更を考慮することが強く要求される」³⁹⁾とし、人口増加率と、少なくとも先進国では一人当たり消費の成長率に何らかの制限を設けることが必要だとする (p118)。そして、全生産量の水準に何らかの制限をおくことの必要性は、所得と富の再分配について第6章で議論した財政手段の重要性を強調することである。不必要な広告宣伝への課税や耐久性のある製品の生産へのインセンティブについて検討される。

「世界にとって、これ以上の経済成長が不必要なわけではない。たしかに、一人当たり生産量の増加は、近年のものより有害でないことが望ましいとしても、世界の貧困を救済する一つの基本的な要因である。(中略)しかし、仮に所得の再分配が、社会のいろいろな階層の間での利害対立を増幅する可能性をさげられないとしても、単なる成長促進から、生産物の平等な分配に強く依存するように重点をはっきり移すことが賢明であろう。」⁴⁰⁾ (p120)

人口増加の抑制は、生活水準を引き下げないで需要全体を節減する一つ的手段である。ミードは、教育を含め、人口抑制を達成するための方法について検討する (p121 ~ 122)。

上記の3つの項目を検討し、市場価格メカニズムが、社会の資源を最も効率的に使用できない理由として、

- 1) 将来の不確実性に十分に対処できないこと。
- 2) 経済の構造的変化に対して正しい手引きができないこと。
- 3) その計算方法から逃れる多くの社会的費用・便益を見落としていること。

をあげ、「こういった市場価格メカニズムの不十分さは、多かれ少なかれすべての経済活動に実際に浸透しているのである。」(p122)とする。そして、幾分のユーモアをもってその具体例をあげる。「家庭の主婦は汚れたシーツを洗濯屋にだして洗濯してもらった方がよいくらい洗濯屋の料金が下がってゆくだらうということを知らせてくれる洗濯サービスについての先物市場がないままに、耐久性のある洗濯機を購入している。どの当局者も実際は大通りの別の終点が社会的にもっと有益であろうと決めるための徹底的な費用便益

39) このパラグラフは、“So much uncertainty surrounds the possibilities of future environment damage from the pollution caused by modern technologies and the possible difficulties of finding substitutes for scarce materials as they are exhausted that there is a strong case for a general shift of economic philosophy in order to play safe for the sake of our children and grandchildren.”の訳である。

40) このパラグラフは、“The world cannot dispense altogether with further economic growth. Indeed a rise in output per head, hopefully of a less noxious form than in recent years, is an essential ingredient in the relief of world poverty. (中略) But we would be wise to shift the emphasis significantly from a mere boosting of growth to a serious reliance on a more equal distribution of what we do produce, although we must face the fact that this inevitably multiplies possibilities of conflict of interest between different classes in society.”の訳である。

分析をせずに、ある村人が、大通りの一方の終点に店をつくることを決意する。男性は、審美感がそれにより傷つけられる感受性の強い隣人に償いもせずに、どぎつい色のネクタイを身につけている。」(p122)

ミードは慨嘆する。「多分プラトン⁴¹⁾は結局正しかったのだ。我々は、何を買ひ、正確に何処で生き、事業をするか、どのように装うか、を告げる慈悲深い守護者が必要だ。独裁的な社会主義社会の最も大規模な集団が、社会的動物である人間の全ての行動を規制する、理性的で体裁のよい事例を認めることは難しくない。」という。「理性的急進主義者は、このような事例を認めるが、古くからの質問を繰り返す。守護者を誰が守護するのか？もし、自由が消え去り、官僚的統制のコストがかさむ、社会主義者の道をととても遠くまで下ってさまよったとしたら、おびただしい守護者の間に、多くの愚か者のごろつきが発見されるだろう。独裁的な社会の最終的な結末は、まったく管理されない自由放任（レッセフェール）の最終的な結末と同様に恐ろしい。理性的急進主義者は、何らかの中間の立場を要求する。それは、最大限の効果が市場価格メカニズムにより生みだされるという立場である。そして、その基礎の上に本質的な社会的管理の構造が構築される。」(p122～123)

この章のしめくくりのパラグラフで、ミードは、チャーチルの「民主主義は、他のものを除いたら最も悪い政治形態だ」⁴²⁾との名言と、E.M. フォースターの著作「民主主義に万歳二唱」(Two Cheers for Democracy)⁴³⁾を紹介するが、これらが民主主義の意義を懐疑的に是認しているのに対し、価格メカニズムについては、「価格メカニズムに『心のコもった』(Hearty) 万歳二唱」として、積極的に擁護している点が興味深い。ただし、三唱ま

41) プラトンが、哲人政治の優位性を認めたのは著名である。「哲学者が支配するか、支配者が哲学するか、いずれかでなければ、国々に災いのやむときはない」とのプラトンの言葉については、岩田靖夫著「ヨーロッパ思想入門」(岩波ジュニア新書 2003) p66～73の簡潔な説明を参照。

42) 名言集(「音読したい英語名言 300 選」(中経出版 2003) では、“It has been said that democracy is the worst form of government except all the others that have been tried.”とある。

43) 「民主主義に万歳二唱 I」(E.M. フォースター著作集 11 みすず書房 1994) 所載の「私の信条」に「というわけで、民主主義には二度万歳をしよう。一度目は、多様性を許すからであり、二度目は批判を許すからである。ただし、二度で充分。三度も喝采することはない。三度の喝采に値するのは『わが恋人、麗しき共和国』だけである。」とある。

「民主主義に万歳三唱 II」(E.M. フォースター著作集 12 みすず書房 1994) における訳者解説で、小野寺等氏は、「フォースターは民主主義は擁護するものの、その限界を認識しておく必要を説くのである。」、「つまり、人間がつくる政治制度はどんな制度でも所詮不完全なのである」とする。

フォースターは、映画にもなった「インドへの道」、「眺めのいい部屋」、「ハワーズ・エンド」などで我々にも馴染みのある作家である。ケインズを主要なメンバーとするブルームズベリー・グループの周辺に目立たない席に身を置いていたが、情熱を秘めた「受身」の自由主義者であったという。「書書周遊」(萩原延壽集 5 朝日新聞社 2008) の「斥候よ 夜はなお長きや」を参照。

ではしていないことにも留意すべきだろう。「理性的急進主義者は、楽観的なユートピアンではない。世界が、妥協が不可避である、不正な場所であることを認識している。」(p123)

第八章 国際的仕組み (The International Setting)

— (1) 機能する価格メカニズム (The Price Mechanism at work)

第八章と第九章で、国際的仕組みにまで拡張して、国内政策を検討することで、現実性をもった提言とすることを目指している。

イギリスのような国では、自由貿易政策の採用と、為替については変動相場制を導入することが、世界市場と国内市場を統合する (integrating) ことにつながるとする。特定の生産分野の保護をすべきではなく、これまでの章で検討してきた一般的措置による所得と富の再分配によって対応すべきだとする (p125)。完全な輸入自由化により、消費者が欲する輸入を支払うだけの輸出を保証するメカニズムとして、為替の変動相場制が求められる。

ミードは、経済政策には3つの目標・体系⁴⁴⁾があるとする (p127)。

- 1) 貨幣表示の価格と所得の安定～国内で生産される財に対する総需要の水準の管理による維持
- 2) 完全雇用～1) の条件下で、完全雇用を保証するような労働の需要に「賃金」が反応すべき
- 3) 国際収支の均衡～1) 及び2) の条件下で、為替レートが、輸出・輸入等について国際収支が均衡することを確保するように、外貨への需要に反応すべき。

為替レートの変動により、相対価格の変化が消費者の需要に効果を与えるためには調整期間がかかる。この調整期間中の投機家の行動が非常に重要であり、投機への対処として、貨幣表示の国内価格、国内所得の一般水準を安定化させるような財政金融政策をとらなければならないという (p132)。すべての先進工業国の間で、財やサービスの自由な輸入を全ての国が認めるような国際協定を締結することが望ましい (p132)。結論的に、国際収支の調整に有効な望ましい価格調整が行われるために、以下の3点が重要だとする (p134)。

- 1) 各国の政策当局は、それぞれの国の国内経済が安定化されるように、財政金融政策、賃金政策を運営しなければならない。
- 2) 為替レートは、どんな政府介入もなしに、自由に変動できるようにされていなければならない。
- 3) その結果として、長期均衡に必要とされる以上に一時的に減価したどんな通貨も民間

44) 3つより多い政策目標を描くこともできるが、その場合は、政策目標1つについて少なくとも1つの独立の「武器」を与える必要があるとする。P127注1

投機家によって支えられるべき。

上記の条件が満たされないと、国際通貨問題が生じる。各国政府が、外国為替市場に介入する場合、その介入力を誤って使うこともある (p135)。これを防ぐためには、単一の超国家的平衡基金を創設することが最もよい方法である (p136)。

第九章 国際的仕組み

— (2) 貿易と生産要素の移動に対する管理 (Controls over Trade and Factor Movements)

この最終章で、ミードは、国内経済政策についてそうであったように、価格メカニズムの国際的運営の場合にも、価格メカニズムの基盤の上に、管理と介入の上部構造が必要だとする (p137)。

国際的管理の必要性が明確な事例として、捕鯨管理、ライン河のような国際河川の管理、国際航空の管理をあげる (p137)。経済構造の計画でも、鉄道網、地域計画の国際的管理が推奨される (p138)。さらに、公共財の提供として、国防・共同防衛、研究開発の国際的管理のあり方も検討される (p138 ~ 140)。

そして、生産要素の移動を考える前でも、先進工業諸国は、自由貿易のコードに縛られているので、それと同時に、社会的理由から特定の消費や生産を促進したり、妨げたりするために、国民経済に（税、補助金、または他の手段で）介入するための行動の完全な自由を保持することは不可能だというインプリケーションをいくつかの事例をもとに示す (p140 ~ 141)。

国際経済においても、1国から他の国への生産要素の自由な移動は、効率性の観点から利点があるが、非常に大量で急激な資本移動が国際収支に与える影響を、国際的な管理手段で、緩和することは、石油ショックの具体的考察から肯定される (p141 ~ 144)。また、マクロの金融財政政策についての国際協調が、資本移動の問題を回避することも示される (p144 ~ 145)。

根本的な問題は、独占禁止政策や税制、人口政策などの各国の労働と資本の収益率に影響を与える国家の管理政策の違いにより引き起こされるとする (p145 ~ 148)。しかし、先進国では、資本と労働は国際的に完全移動可能なものではないこと、先進国は相対的にみな富んでいて、出生率も下がっていること、からあまり強調されるべきではないとする

45) このパラグラフは、“The hideous disparities in real income between rich and poor countries and the terrible threat from the present explosion of world population are probably the two most fundamental economic problems in the world today.” の訳である。

(p149). しかし、発展途上国では深刻な問題である。「富んだ国々と貧しい国々との間の実質所得の途方もない格差と、世界人口の現在の急膨張からくる恐るべき圧迫とは、今日の世界の二つの最も基本的経済問題であろう。」(p149)⁴⁵⁾と指摘する。

理性的急進主義者は、先進諸国の輸入の無条件での自由化を主張するとともに、発展途上国には、その幼稚産業 (infant industries) を保護する自由を認める⁴⁶⁾ (p150)。また、財政金融上の援助も、貿易と同様に重要であり、ひもつきでないこと、バイでなく国際機関を通じたものであるべきこと、政治的配慮の忌避、人口抑制に特化した基金の設置などによる援助実施を主張する (p150 ~ 151)。

ミードが主張する国内政策に整合的な国際的枠組みに関連して、

- 1) 先進国の自由貿易推進のための一般的コードという構想の支持。
- 2) このコードが、発展途上国の輸入自由化を条件としないものであること。
- 3) 変動相場制。
- 4) 先進国の金融当局は、為替変動の急激な変動による均衡のトレンドからの一時的乖離を埋め合わせる仕事は、国際的な為替平衡基金に引き渡すこと。
- 5) 自由な決済、貿易、生産要素の移動の一般原則は、各種の理由から特定の介入を受けられること。理性的急進主義者は、超国家的管理の肩を持つが、「ローマは1日にしてならず」ということを理解している。ただし、先進国の国家的介入を認めるには、よく設計された定義や手続きが必要であること。
- 6) 地域的に近接した国々では、交通網の建設や環境汚染の管理などの分野でより管理の必要性が高く、超国家的な管理組織を発展させること。ヨーロッパ経済共同体 (EEC) が、これまで検討してきた、環境汚染、防衛支出、研究開発、地域計画、税の調和など国際的管理に適したものであれば、是認するが、貿易自由化や変動相場制による国際収支の調整の障害となるのであれば、反対すること
- 7) 先進国から途上国へのひもつきでない、政治的支配や影響から切り離され、経済的な必要性と人口の管理に貢献する援助を熱心に支持すること

という7原則を掲げた (p151 ~ 152)。

ミードは、最後に以下のように本書をしめくくる。

46) ミードは、1960年にモーリシャスの独立に伴う経済発展に向けた提言を依頼されて、この地を訪れた。ミードは、発展途上国における「幼稚産業」の保護と政府の指導力の発揮は当然の前提とかがえて、提言を行った。しかし、1980~90年代には、いわゆる「ワシントン・コンセンサス」によって、開発経済学の主流の考えが変更され、そのような主張をすると「保護主義をふりかざす変人と考えられた」という。ダニ・ロドリック著「グローバリゼーション・パラドクス」(柴山圭太・大川良文訳 白水社 2014年)第八章「熱帯地域の貿易原理主義」参照

「しかし、多分本書で述べてきたような形での経済改革の構造を考えることは、理性的急進主義者の仕事にとって最も容易な部分であろう。社会の改革が成功するかどうかは市民が冷静でありうるか、公平な心もちうるか、理性的でありうるかといったことに依存している。しかし、理性的急進主義者は、仲間としての市民に対して、彼等らが納得できる範囲にある『良い社会』の性質を説明するに当たって、市民が冷静で、公平な心を持ち、理性的であるようにさせることができるだろうか。」⁴⁷⁾ (p151)

3. 著作の現代的意義

「価格メカニズムに『心のこもった』(Hearty) 万歳二唱」

日本国憲法を学んできたものとして、アメリカ憲法や「二重の基準論」にも造詣の深い松井茂紀氏（当時大阪大学法学部教授）が、2000年の論考⁴⁸⁾で、アメリカでは「生存権」にかかわる問題は憲法問題ではなく立法問題であること、アメリカのリベラリズムはあくまで「市場の失敗」に対応した政府の介入を容認するにすぎないこと、そして、「従来の憲法学の理解は、反自由競争主義・反市場原理主義の憲法であったといっても過言ではない。実際、日本の憲法学では、自由な競争や市場原理自体が何か望ましくないものと考えられている感じさえ受ける。日本の憲法学では資本主義はそもそも適切な経済原理ではないのであろう。したがって、競争原理を導入し、競争原理にうまくのれない人のためにセイフティー・ネットを用意すべきだという主張さえ、おそらく福祉国家原理に反するものと否定されるであろう。日本のリベラリズムは、きわめて政府による規制に好意的だとさえ言えるかもしれない。」、あるいは、「(前略) 市場よりも政府の官僚の方がより信頼に値するとも思えない。」としていることの視点は、本書に示されるミードの立場に通底するものを感じる。自由競争市場の基礎の下に、必要な政府管理を行うという、あまりにも常識的な考えと思われるものが、意外にも、日本の支配的な知的フィールドでどの程度受け入れられているのか、やや疑問なしとはしない。そのような中で、「価格メカニズムに『心

47) このパラグラフは、“But perhaps the design of a structure of economic reforms, which we have attempt to outline in this book, is the easiest part of his task, For success is based on the assumption that in the reform of society citizens can remain calm, can be fair-minded, and can use their reason. But can the intelligent radical tempt his fellow citizens to be calm, fair-minded, and reasonable by explaining to them the nature of the Good Society which he could in that case put within their group?.”の訳である。

48) 『『ほっといてくれ』の憲法学から『みんなでいっしょにやろうよ』憲法学へ』「日本国憲法を読み直す」(紙谷雅子編著 日本経済新聞社 2000年)

のこもった』(Hearty) 万歳二唱」とのオーソドックスな立場の重要性は、経済学者の態度として今度とも標準に据えるべきものではないだろうか。

また、本書の意義の1つは、経済学者の比較優位のある思考方法である、一般均衡的な考察をわかりやすく示したことにある。全体をつねに視野に入れた判断を行うことは大変難しい。法律学では、「賢慮」(jurisprudence)と呼ばれているものに通じるだろう。ミードは、本書で、理性的急進主義者がめざすべき「自由と平等」という目標のもとでの、経済政策の在り方を全体として示した。われわれはどうしても、いわば他の条件が変わらないという条件下での部分均衡的な考えにとどまることが多い。ある施策が、全体として、最終的な目標に整合的であるかどうかを考えることの重要性を教えてくれる⁴⁹⁾。

さらに、本著をミードが書いた時期とうってかわって、政府による有効な社会保障政策の在り方が問われている。マクロ経済政策と整合的な形で示された「社会的配当」制度、消費税(支出税)構想にみられるように、市場メカニズムを基礎とした経済政策を考える上で、示唆に富む考察が本書には満載されている。

ミードが死去した後、エコノミック・ジャーナルに掲載された評伝に、ミードが1972年に行った、ケンブリッジ大学の経済を学ぶ学部生向け雑誌のインタビューが引用されている。それによれば、ミードがその授業でどんなことをしたいのか尋ねられ、以下のように語っている。

「授業では、経済政策として政府が何をなすべきかを扱う。私は、可能な限り公平に試みたい。しかし、私は、私自身の見解を隠そうとはしない。なぜなら、どうあろうと、もしアダム・スミスが「見えざる手」を信じていることに言及せずに講義をしたり、ケインズが完全雇用によって資本主義を救えると考えているという事実に関及せずに講義をしたりしたならば、それは愚かなことであろう。しかし、私は、初回の講義をはじめ、政府が文字通りなにもしないという考え方について検討しよう」というつもりだ。そして、私は、(ハイエクの)「隷属への道」や(フリードマンの)「資本主義と自由」に基づいて、とても肯定的で情熱的な講義も多少行うであろう。そして、「一息ついてちょっと考えよう。」というだろう。そしてその後、不確実な将来(古典的な分析の最も大きな変更と考えるもの)、所得の再分配、規模の経済、独占その他、外部性、公害など、重要性の高い部分とみるものをやりとおす。そして、32番目の講義(最終講義)まで、もしたどりつ

49) 前掲注17の鈴木氏の書評の最後に、以下のような指摘がある。「思うに、本書のなによりの貢献は、理性的急進主義者の標榜する<自由と平等の優先性>という価値を、現代先進工業社会において齊合的に追求することが、われわれになにをもたらし、なにを犠牲として強いるかを冷静に追求した点にある。」

いたら、「さて、私は君たちの選択にゆだねることとする：有効に機能する自由な市場には明らかに大きなメリットがある。しかし、かなり多くの変更を自由な市場に加えることが必要だ。そして、君たちは、完全な計画経済（a totally planned economy）で終わらせてしまうという結論に到達するだろうか。」⁵⁰⁾

50) Susan Howson "JAMES MEAD," *Economic Journal* 110 no.410 (February 2000) : F138

上記で引用の「32 番目の講義」"lecture number 32"にも窺われるが、ミードは、音楽愛好家で、伝説的な名バリトン歌手のフィッシャー・ディスカウのファンであったという。なお、1968年にケンブリッジの教職を辞しているが、それは、ミードが、ケンブリッジの中であまりに「新古典派」すぎて、歓迎されなかったということがその要因の1つとして挙げられている。現在からみれば皮肉な話にみえる。